

# 総務委員会 情報連絡

令和4年2月28日

情報連絡事項	頁
1 成年年齢の引下げに伴う影響等について . . . . .	2
2 新オンライン相談ツール「 <sup>ミートイン</sup> meet in」の導入について . . . . .	3
3 予算の流用状況について . . . . .	6
4 広告及び区の情報発信用デジタルサイネージの新規設置について . . . . .	9
5 令和3年度東京都広報コンクールの結果について . . . . .	11

## 【参考】《エリアデザイン調査特別委員会 報告事項》

※資料は、エリアデザイン調査特別委員会（政策経営部）の報告資料にあり

- 1 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 2 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（北綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 3 花畑エリアデザインの取組み状況について
- 4 江北エリアデザインの取組み状況について
- 5 六町エリアデザインの取組み状況について
- 6 千住エリアデザインの取組み状況について
- 7 竹の塚エリアデザインの取組み状況について
- 8 西新井・梅島エリアデザインの取組み状況について

（ 政策経営部 ）

# 総務委員会情報連絡

令和4年2月28日

件名	成年年齢の引下げに伴う影響等について										
所管部課名	政策経営部 政策経営課										
内容	<p>民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引下げられることに伴う影響等について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更（法に基づくもの）</b></p> <table border="1" data-bbox="376 712 1444 1411"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 712 933 801">【変更点】 対象年齢 <b>18歳</b></th> <th data-bbox="933 712 1444 801">【現状のまま】 対象年齢 <b>20歳</b></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 801 933 1411"> <ul style="list-style-type: none"> <li>親の同意がなくても契約ができる</li> <li>10年有効のパスポートの取得</li> <li>公認会計士や司法書士等の国家資格の取得</li> <li>婚姻可能年齢が男女とも18歳になる</li> <li>性同一性障害の人が性別取扱いの変更審判を受けることができる</li> </ul> </td> <td data-bbox="933 801 1444 1411"> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒、喫煙</li> <li>競馬、競輪等の投票券の購入</li> <li>養子を迎える</li> <li>大型・中型自動車運転免許の取得</li> <li>国民年金への加入義務</li> <li>「成人するまで」という内容の私人間の契約</li> </ul> <p>⇒ 離婚時の養育費などで、改正民法施行日以前に「成人するまで」と取り決めていたものについては、取り決め時点での「成人」の概念で「20歳まで」と解釈されることが考えられるが、今後は「22歳に達した後の3月まで」など明確に期間を定めることが望ましい</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 区が実施する事業等における取扱い変更の例</b></p> <table border="1" data-bbox="376 1512 1444 1720"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 1512 1045 1568">項目</th> <th data-bbox="1045 1512 1444 1568">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 1568 1045 1646">個人住民税にかかる未成年者非課税判定</td> <td data-bbox="1045 1568 1444 1646">対象年齢を <b>20歳⇒18歳</b>に引下げ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1646 1045 1720">パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓</td> <td data-bbox="1045 1646 1444 1720">対象年齢を <b>20歳⇒18歳</b>に引下げ</td> </tr> </tbody> </table>	【変更点】 対象年齢 <b>18歳</b>	【現状のまま】 対象年齢 <b>20歳</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親の同意がなくても契約ができる</li> <li>10年有効のパスポートの取得</li> <li>公認会計士や司法書士等の国家資格の取得</li> <li>婚姻可能年齢が男女とも18歳になる</li> <li>性同一性障害の人が性別取扱いの変更審判を受けることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒、喫煙</li> <li>競馬、競輪等の投票券の購入</li> <li>養子を迎える</li> <li>大型・中型自動車運転免許の取得</li> <li>国民年金への加入義務</li> <li>「成人するまで」という内容の私人間の契約</li> </ul> <p>⇒ 離婚時の養育費などで、改正民法施行日以前に「成人するまで」と取り決めていたものについては、取り決め時点での「成人」の概念で「20歳まで」と解釈されることが考えられるが、今後は「22歳に達した後の3月まで」など明確に期間を定めることが望ましい</p>	項目	内容	個人住民税にかかる未成年者非課税判定	対象年齢を <b>20歳⇒18歳</b> に引下げ	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓	対象年齢を <b>20歳⇒18歳</b> に引下げ
【変更点】 対象年齢 <b>18歳</b>	【現状のまま】 対象年齢 <b>20歳</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>親の同意がなくても契約ができる</li> <li>10年有効のパスポートの取得</li> <li>公認会計士や司法書士等の国家資格の取得</li> <li>婚姻可能年齢が男女とも18歳になる</li> <li>性同一性障害の人が性別取扱いの変更審判を受けることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒、喫煙</li> <li>競馬、競輪等の投票券の購入</li> <li>養子を迎える</li> <li>大型・中型自動車運転免許の取得</li> <li>国民年金への加入義務</li> <li>「成人するまで」という内容の私人間の契約</li> </ul> <p>⇒ 離婚時の養育費などで、改正民法施行日以前に「成人するまで」と取り決めていたものについては、取り決め時点での「成人」の概念で「20歳まで」と解釈されることが考えられるが、今後は「22歳に達した後の3月まで」など明確に期間を定めることが望ましい</p>										
項目	内容										
個人住民税にかかる未成年者非課税判定	対象年齢を <b>20歳⇒18歳</b> に引下げ										
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓	対象年齢を <b>20歳⇒18歳</b> に引下げ										
今後の方針 問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年12月に弁護士を講師とする庁内勉強会を開催した。引き続き情報共有を図っていく。</li> <li>あだち広報3月10日号に特集記事を掲載予定。</li> <li>消費者被害の予防など若年者をはじめ広く区民に制度改正の周知を図る。</li> </ul>										

# 総務委員会情報連絡

令和4年2月28日

件名	新オンライン相談ツール「meet in」の導入について																
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課																
内容	<p>オンライン相談業務において、現在利用中の「webex」から新ツールの「meet in」に移行し、より便利にオンライン相談ができる環境を整備する。</p> <p><b>1 新オンライン相談ツール</b> meet in (ミートイン)</p> <p><b>2 開始日時</b> 令和4年3月7日(月)から順次利用開始 ※ webexからの運用切替えに伴い、令和4年3月30日(水)までにmeet inへ移行する。</p> <p><b>3 webex と meet in の比較</b></p> <table border="1" data-bbox="416 1126 1463 1592"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>webex</th> <th>meet in</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アプリ</td> <td>必要</td> <td>不要 (ブラウザ利用)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>大人数向け</td> <td>少人数向け</td> </tr> <tr> <td>主催者アカウント</td> <td>相談事業数に応じて購入</td> <td>所属間で共同利用可</td> </tr> <tr> <td>月額費用・税抜 (1アカウント)</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 オンライン相談実施所属・利用イメージ</b> 別紙参照</p>		項目	webex	meet in	アプリ	必要	不要 (ブラウザ利用)	参加人数	大人数向け	少人数向け	主催者アカウント	相談事業数に応じて購入	所属間で共同利用可	月額費用・税抜 (1アカウント)	2,000円	1,000円
項目	webex	meet in															
アプリ	必要	不要 (ブラウザ利用)															
参加人数	大人数向け	少人数向け															
主催者アカウント	相談事業数に応じて購入	所属間で共同利用可															
月額費用・税抜 (1アカウント)	2,000円	1,000円															
問題点 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>区ホームページやあだち広報で利用を周知する。</li> <li>オンライン会議はwebex、オンライン相談はmeet inで行うようツールのすみ分けを行う。</li> </ul>																

オンライン  
相談  
実施所属

## 13事業20所属

#	所属	相談業務	開始時期
1	企業経営支援課	中小企業相談	R2.12
2	消費者センター	消費生活相談	R2.12
3	子ども施設入園課	保育施設入所相談 ×2	R3.4
4	各保健センター	育児栄養相談 ×5	R3.4
5	区民の声相談課	法律相談	R3.6
6	げんき支援管理課	発達相談	R3.11
7	げんき教育相談課	教育相談（西新井）	R3.11
8		S C相談	R3.11
9		不登校相談	R3.11
10	スポーツ振興課	スポーツコンシェルジュ相談	R3.11
11	親子支援課	ひとり親家庭支援相談	R3.12
12	各福祉課	生活保護相談 ×6	R4.1
13	くらしとしごとの相談センター	生活困窮者自立支援相談	R4.1

# meet in 利用イメージ

## 区HP共通入口（調整中）

オンライン区民相談入室はこちら

足立区職員からお知らせされたルーム名を以下の入力エリアに入力したのち、接続ボタンを押してください。

meet in  
職員から伝えられたルーム名をご入力ください

ルーム名  入室

区職員が事前連絡

ルーム名 入力



相談者

入室

職員側画面



アカウント1

アカウント2

アカウントn

ログイン



区職員

相談



配置を初期に戻す

カメラOFF マイクOFF 録画 00:07:23

退出

選択カーソル 強調ポインタ ペン(太い) ハイライト カラー 消しゴム テキスト入力

足立 区役所 匿名ユーザー

画面共有 共有メモ ホワイトボード 画面キャプチャ 文字起こし チャット

メニューを開く

# 総務委員会情報連絡

令和4年2月28日

件名	予算の流用状況について
所管部課名	政策経営部 財政課
内容	1 令和4年度予算流用（令和3年11月1日～令和3年12月31日） 予算流用 115件（別紙1、2参照）
問題点 今後の方針	

## ●令和3年度部別予算流用件数

部 名	4月～7月	8月～10月	11月～12月	1月～3月	合計
政策経営部	2	7	1		10
総務部	12	25	25		62
危機管理部	8	9	6		23
施設営繕部	0	3	4		7
区民部	10	7	5		22
地域のちから推進部	12	10	9		31
産業経済部	7	3	5		15
福祉部	7	8	8		23
衛生部	9	11	7		27
環境部	3	6	5		14
都市建設部	19	7	24		50
会計管理室	0	0	1		1
教育指導部	7	0	5		12
学校運営部	3	5	1		9
子ども家庭部	7	9	5		21
選挙管理委員会事務局	1	6	3		10
監査事務局	0	0	0		0
区議会事務局	0	1	1		2
計	107	117	115		339

※特別会計分を含む。

## ●令和3年11月～令和3年12月 主な予算流用一覧

No.	部 名	事 業 名(細節名)		流用金額 【千円】	投資・経常 区 分
		流用額が充てられた事業概要			
1	総務部	流用元	給与費(給料)	7,131	経常
		流用先	給与費(給料)		
		人事異動に伴う職員給料の不足分(款:総務費 項:総務管理費から統計調査費)			
2	危機管理部	流用元	防災対策事業・防災センター管理運営事業(委託料)	14,696	経常
		流用先	防災対策事業・防災管理事務(印刷製本費)		
		防災普及啓発マグネットシートの作製			
3	危機管理部	流用元	防災対策事業・防災管理事務(印刷製本費)	6,776	経常
		流用先	防災対策事業・防災センター管理運営事業(委託料)		
		防災普及啓発マグネットシートの作製に係る契約差金の流用元への繰戻し			

※投資的事業は流用額1,000万円以上、経常的事業は流用額500万円以上を掲載します。



# 総務委員会情報連絡

令和4年2月28日

件名	<b>広告及び区の情報発信用デジタルサイネージの新規設置について</b>
所管部課名	政策経営部 広報室 報道広報課、都市建設部 交通対策課
内容	<p>民間提案型広告事業により、下記の通りデジタルサイネージを新規設置するため報告する。</p> <p><b>1 広告事業の提案内容（概要）</b></p> <p>(1) 庁舎アトリウムに、「民間広告（※1）を掲載したデジタルサイネージ」と、「区の情報発信用のデジタルサイネージ」の一体型筐体を設置する。</p> <p>(2) 導入にかかる費用は無償。運用開始後、提案事業者は区に広告料、目的外使用料、電気料を支払う。</p> <p>(3) 上記の広告事業とあわせて、北千住駅前等に設置している災害用デジタルサイネージ（※2）の広告募集の営業も行う。</p> <p>(4) 都バス及びはるかぜのリアルタイム運行情報を発信するデジタルサイネージを、本庁舎内に設置する。</p> <p>（※1）主に区内事業者の広告を掲載。地図上に事業所位置をプロット。                  （※2）区内9カ所中、広告効果のある5カ所で放映する。</p> <p>【参考】「民間提案型広告事業」とは、区が所有している財産等に対して、民間事業者が所有している広告掲載等に関するノウハウ及びアイデアを活用した提案を受ける事業。新たな財源の確保、事業経費の削減及び区民サービスの向上につなげることを目的とし、要綱で定めた審査会で採択・不採択を決定する。</p> <p><b>2 提案事業者</b>                  表示灯株式会社 東京支社（東京都港区南青山5-12-22）</p> <p><b>3 提案金額（歳入見込み）</b>                  1,940,000円                  &lt;内訳&gt;                  アトリウムの広告料： 1,540,000円                  災害用サイネージの広告料： 400,000円                  ※ 広告主の数等により、変動する可能性がある。</p>

#### 4 バス運行状況（バスロケ）サイネージの設置

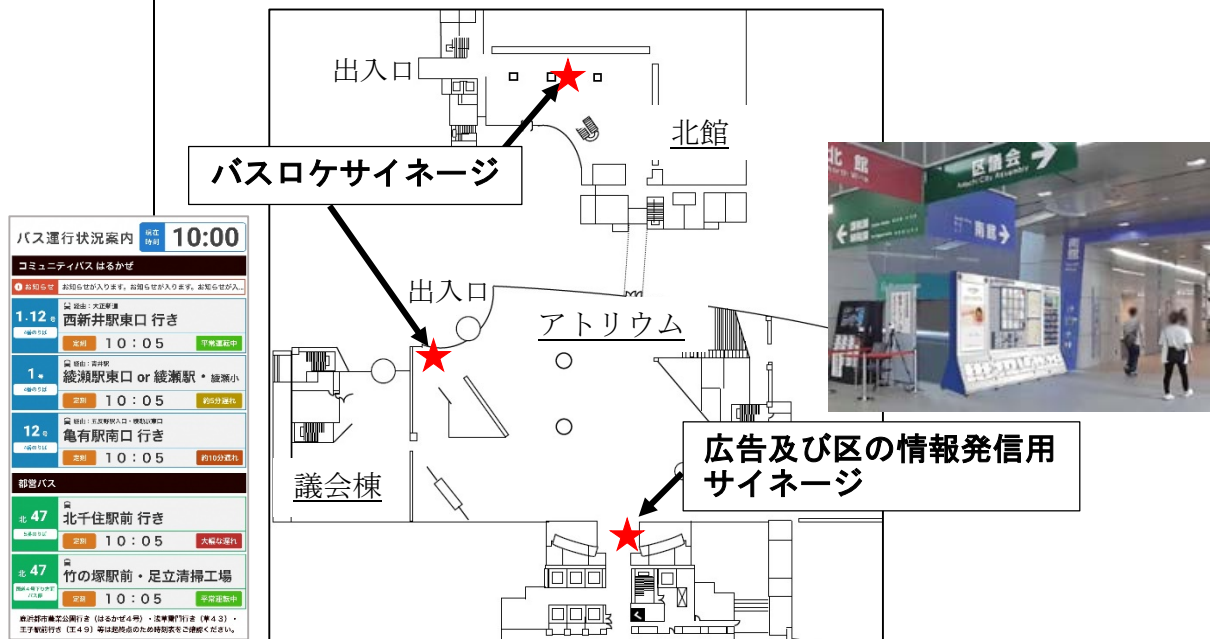
交通対策課が検討を進めていた区役所バス停の都バス及びはるかぜの運行情報の庁内掲示を、本提案の採択により実施する。ただし、サイネージ（機器）導入経費を抑えるため、北千住駅及び綾瀬駅に設置していたオリンピック・パラリンピック情報用デジタルサイネージ2台を再活用する。

#### 5 設置期間

協定締結後、5年間とし、満了の3カ月前までに区又は事業者から申し出がない場合は、設置期間を1年延長し、以後、同様とする。

#### 6 設置場所（予定）

※今後の調整により、若干の位置変更の可能性あり。



#### 7 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和4年3月	・ 仕様等の詳細を提案事業者と協議し確定
令和4年4月	・ デジタルサイネージ設置等の協定締結
令和4年7月	・ 機器設置 ・ 運用開始

問題点  
今後の方針

令和4年7月の運用開始に向けて、詳細調整を進める。

# 総務委員会情報連絡

令和4年2月28日

件名	令和3年度東京都広報コンクールの結果について
所管部課名	政策経営部 広報室 報道広報課
内容	<p>令和3年度東京都広報コンクールにおいて、下記の成績を収めたので報告する。</p> <p><b>1 写真</b></p> <p>(1) 一枚写真部  <b>【最優秀】あだち広報 令和3年9月10日号（1面）</b>          東京都を通じて全国広報コンクールに推薦</p>  <p>(2) 組み写真部  <b>【最優秀】あだち広報 令和3年2月10号（6、7面）</b>          東京都を通じて全国広報コンクールに推薦</p> 

## 2 映像

【最優秀】2021年足立区広報番組8月放送  
「Deaf デフ ー手話という言の葉ー」  
東京都を通じて全国広報コンクールに推薦



## 3 広報紙

【第2席】あだち広報 令和3年10月10日号



## 4 その他

東京都広報コンクールでは、応募作品の中から入賞作品として「最優秀」「第1席」「第2席」「奨励賞」が選ばれる。また、入賞作品のうち、広報紙の各部門については上位2作品以内、映像部門については最上位作品が、全国広報コンクールに推薦される。

問題点  
今後の方針

今後も幅広い世代にとって、魅力的な広報紙や広報番組作りを目指していく。